◎国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律 (平成二八年一一月二四日法律第八二号)(衆)

- 一、提案理由(平成二八年一一月八日・衆議院本会議)
- ○佐藤勉君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申 し上げます。

まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、人事院勧告 に伴う政府職員の給与改定に準じて、国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割 合の改定を行おうとするものであります。

.....(略)

両法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。 何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

- 二、参議院議院運営委員長報告(平成二八年一一月一六日)
- ○山本順三君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査 の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、政府職員の 給与改定に伴い、議員秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ改定しようと するものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題としたところ、日本維新の会の東理 事より、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に反対、国会職 員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成する旨の意見が述べられま した。

次いで、順次採決の結果、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法 律案は多数をもって、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は全 会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。